

公益考(二) — 庄内地域史の取扱いについて —

三原 容子

はじめに

山形県の日本海側にある庄内地方は「公益」の地域であるとされている。県のホームページでは「公益のふるさと庄内」について、「庄内地域は、本間光丘をはじめとする多くの先人による砂丘林の植林に代表されるように、古くから、『世のため、人のため』という公益活動の歴史があり、現在でもボランティアによる海岸や河川の清掃や植栽などの美化活動、様々な福祉活動、公益学の研究など、数多くの公益に関する活動が行われています。」と紹介し¹、「公益のふるさと創り 庄内の自然と歴史が先生です」の文字の入ったロゴマーク「まつりん」も制作使用されている(右図)。



「公益のふるさと庄内」と語られるようになったいきさつについては、2001年に日本で唯一の「公益学」の大学として開設された東北公益文科大学の存在、とりわけ公益学の創唱者の小松隆二の存在を抜きには考えられない(以下、論文の性格上、すべての敬称を省略する)。小松隆二は庄内地域を「公益のふるさと」や「公益の源流」と呼ぶ理由として、本間光丘による酒田西部へのクロマツ植樹、庄内米ブランドの地位を確固たるものにした山居倉庫^{さんきょ}、庄内地域に点在する「公益」の文字の刻まれた石碑の存在などを挙げている。

「公益のふるさと庄内」の看板に対して筆者は従来から疑問を呈してきた²。特別に庄内において「公益」の傾向が強かったと語るには、「公益」や同義語として用いられる「世のため人のため」とは何かを規定した上で、他地域との違いを実証する必要があるだろう。反体制的活動によって投獄された者も、自

己を顧みずに世のため人のために尽くした人物と評価できるが、彼らも数えるのかどうか。また全国的に「美談」や「郷土の偉人」³は多いが、庄内は数や質において異なっているのだろうか。

「公益」の事績の質や量についての比較研究は未見であるが、庄内地域が歴史的に他とは異なる特徴を持つことだけは確かだ。庄内に転居するまで筆者自身も長く知らないでいたのだが、北海道や沖縄を除き全国画一的な施策が一般的だった日本において、この地域だけが特別な事情にあったことは、意外に知られていない。庄内地域が「公益のふるさと」かどうかを検証するためにも、庄内地域史の特殊性を整理しておく必要があるのではないだろうか。

地域内外の研究者による庄内地域史研究の蓄積は膨大である。可能な限り読もうと努めてきたが、まだ目を通していない文献が残っている。完読後となると検討が無期限延期となってしまう。本論文では未読文献が残る現段階で、庄内地域史の特徴を簡潔に示し、膨大な研究を整理・紹介し、さらに、地域史研究をまちづくりにどのように活かすべきかを考察するものである。なお、以下では庄内地域史関係の文献について、本文中では「〔著者の姓：ページ数〕」を、複数ある場合は名や発行年も示し、書名等については巻末のリストで示した。〔 〕内は筆者による。

第1章 庄内地域史の特徴

1. 近代における旧藩支配の連続性

2003年の宮中歌会始で召人の酒井忠明^{ただあきら}（酒井家第17代当主、2004年逝去）は「今もなほ殿と呼ばるることありてこの城下町にわれ老いにけり」と詠んだ。庄内地域、特に城下町鶴岡に、今もなお「殿」と呼ぶ人がいる。また「士族の家か、平民の家か」と家柄にこだわる話を何度か耳にした。時代錯誤的な光景はどこにもあるだろうが、特に庄内には特殊事情があるように思われる。

風間家を対象に庄内経済史を研究した森武麿は、「荘内経済の特徴は明治維新、戦後改革という変革期を経ても旧勢力がそのまま没落せずに次の時代にしたたかに生き延びていくことに特徴があった。荘内平野は歴史の断絶性というより連続性に特徴があり、日本のなかでもきわめて特徴的な地域であった。」と述

べている（渋谷他：318）。また、庄内生まれの石原莞爾は、「明治維新に立遅れて封建を清算し切れなかった庄内」（石川1944：序）と語っている。「連続性」は庄内の経済分野に限らず、政治、思想、文化など広い範囲で見られる現象である。その根底にあるのは支配者層の連続性であろう。以下、連続性を軸にして庄内史をざっと概観しておきたい。

1601（慶長6）年、関ヶ原の戦いで東軍方について最上よしあき義光は、上杉景勝の支配下にあった庄内を手に入れて57万石の大大名となり、青龍寺川しょうりゅうじや北楯大堰きただておおぜきなど、大工事を盛んに行った。しかし、1622（元和8）年、最上家は義光死後の内部抗争で改易となり、庄内14万石には信州松代から譜代の酒井家が入った。

酒田の本間家は、18世紀初めの初代原光もとみつの代から庄内藩に金を貸すようになった。二代目光寿みつとしの時代、「相場の神様」で知られる宗久そうきゅうが代行業を務めて財産を急増させた。三代目光丘みつおかの時代、酒田の西浜への植林事業を開始した（1758（宝暦8）年）。また、一身で武士と町人を兼ね、両方の名を使用するようになった。財務担当役人と御用商人を一人で務めたのである。以後、寛政改革期を除き、本間家は藩に不可欠な金庫となり、一方で、税率の低い田（高抜田たかぬきだ）の集積や村相手の金貸し（郷貸）などによって、富を蓄積していった。

1840（天保11）年、危機が訪れた。酒井家は庄内から越後長岡へ、長岡の牧野家は武蔵川越へ、川越の松平家は庄内へと三方領地替えの幕府命令が出たのであった。農民による幕府や近隣諸藩への直訴を含む転封反対運動が展開され、藩や本間家は裏から支援し、幸いにも翌年に命令が撤回された。「百姓といえども二君に仕えず」と掲げた農民が「天保義民」と賞揚され、また領民から居座りを望まれる善政であったというので、酒井家支配賞賛に不可欠な物語である。

転封中止後の庄内藩では、勤皇派（改革派）と佐幕派（のちの主流派）の対立があったが、1867（慶應3）年に改革派が肅清された（丁卯の大獄ていぼう）。1868（明治元）年の戊辰戦争では奥羽越列藩同盟の一員として、農民兵や町人兵も動員して官軍と戦い、最後まで抵抗した末、9月27日に城を明け渡した。

降伏時には、西郷隆盛の寛大な計らいにより、藩主謹慎の上で家名存続を許された。同年12月と翌年6月、会津若松・磐城平への二度の転封命令が出されたが、転封反対の嘆願運動が展開され、一度目は中止、二度目は70万両で転封

を取り消すという話になり、献納に努めた結果留まることができた。この間、西郷らと密接な関係を保ちながら藩の存続に尽力した人物が、1867年以来主流派となった菅実秀すげさねひでと上司の松平親懐ちかひろである。結局、港町酒田を含む一帯が中央政府直轄の酒田県（第1次）となったものの、藩主の弟が藩知事に任命され、支配者に変更はなかった。

1871（明治4）年7月の廃藩置県で、他地方では藩知事が職を免ぜられ中央政府任命の県令が赴任して中央集権が進んだが、庄内では藩から県に名称が変更されただけで、県令を置かず、旧藩重臣が県の重職に就いて旧藩体制が維持された。さらに、同年11月には、中央政府直轄地域をも合わせた酒田県（第2次）となり、庄内全域23.5万石分を旧庄内藩の幹部が握った。大参事以下県の官僚はすべて旧庄内藩士族であった。

このような特別扱いは、何よりも西郷隆盛の配慮によるものであったが、政府直轄地域で「天狗騒動」と呼ばれる農民の動きがあり、軍事力による統治が必要と判断されたことも背景にあるだろう。天狗騒動には旧庄内藩勢力が陰で動いていたとも見られている。

1872（明治5）年から翌年にかけて、明治新政府は学制、石代納全面許可、地租改正などの新政策を打ち出した。酒田県では旧藩勢力が全面的に権限を握っているため、実施は恣意的に行われた。米価高騰期に正米納を強制したのも、旧藩から引き継いだ種夫食米たねふ じきまいを旧藩士族による開墾事業に充てたのも、酒田県独自の施策であった。

こうした県政に異議を唱える人々が中央政府に訴え集団行動や法廷闘争で闘ったのが「ワッパー揆（ワッパ騒動）」である。1873（明治6）年に訴えて以来数回の取調等があり、西南戦争終結後の1878（明治11）年に県官の非を認める農民勝訴の判決が出た。

この時期の本間家は、今まで買い手がなかった高張田たかはりだ（貢納不能なほど税の高い田）を地租改正直前に買い集めることによって、さらなる土地の集積をはかったと言われる。

1874（明治7）年、三島通庸が県令に任命された。三島の施策は近代的な学校建設などの新しい面もあるが、県幹部は留任で、基本的に従来方針を引き継いだものであった。

西南戦争勃発時、庄内は西郷隆盛に呼応して起つ道を選ばなかった。後ろ楯を失った後は、ドイツ留学帰りの旧藩主兄弟も東京で勉学中の旧藩士も庄内に帰り、中央政府とは縁を切る鎖国の方針を選択した。当初は近代的な学校教育にも反対した⁴。菅実秀を中心とする旧藩閥は「御家禄派」と呼ばれ、庄内の富豪との強い協力関係にあった。

やがて御家禄派は、米商会所、山居倉庫、銀行、織物会社等、産業の発展に力を注ぐようになり、庄内の経済界に大きな勢力を占めていき、教育や町政方面にも進出するようになっていった。これらのポストには土族が充てられた。彼らの間では維新以後も儒教教育が継続され、我が身のためではなく、殿のため、お国のためという旧藩時代の意識が保たれた。彼らの旧藩的な意識は、時に、自派に対抗的な人々に対する暴力、批判的な文献の発行への妨害、産業組合の農業倉庫設立運動に対する妨害活動として表現された。平田安吉（1896年没）の遺徳碑の鶴岡公園内建立が、旧土族の反対のために場所変更や建設遅延を余儀なくされたことは有名である⁵。

日本一の大地主となった本間家は、旧藩の貢納制度を踏襲して、代家、差配人、五人組による組織的な小作制度を整えた。乾田馬耕、耕地整理、私設の農業試験場などの農事改良に尽力し、庄内の稲作農業技術を牽引する役割を果たした。

御家禄派関連の諸企業は、戦中戦後も引き続き活動を存続した。農地改革で大部分の農地を失った本間家も、肥料販売業を初めとする多様な領域で、主軸企業である本間物産の倒産（1990年）まで強大な影響力を発揮し続けた。他地域では見られない「連続性」は、以上のような経緯において確認することができる。

2. 史料と史観の制約

(1) 史料の制約

史料中に自分に好都合な内容を盛り込んだり歪曲を加えたり、不都合な資料の隠滅をはかりたいという意志を最も有効に実行に移せるのは、思想統制の歴史を見るまでもなく、その時代の支配者集団である。支配者が交替すると史料の保管や利用状況に変化が生じる。A期には支配者にとって不都合だった資料

が、B期にはA期を批判するために、あるいは真相究明のために、日の目を見るかもしれない。C期になるとB期への批判から、A期についての見直しが進むかもしれない。明治になって藩政の批判的検討が可能になり、第二次大戦後になって天皇の神聖視について検討できるようになったように、である。

さて、庄内地域史の場合、酒井家関係者の支配が300年以上連続してきた上に、酒井家と本間家という庄内の政治経済での両雄が絶大な力を持ってきたという特殊事情がある。史料の作成や保管、利用に、他地域以上に偏りがあって当然だろう。A期→B期→C期といった転換がなかったからである。

酒井家の長期支配は最上家支配への肯定的な評価をもたらす史料の隠滅を可能にし、人びとの記憶から消えるよう操作することもできた⁶。また、酒井家支配の苛政を示す史料が破棄、改竄、黙殺の方向で扱われてきたとしても何の不思議もなく、可能でもあったろう。本間家についても、同様である⁷。地域史、特に庄内の地域史を見ていく際には、史料的制約を前提に考えることが必要である。

(2) 歴史観の制約

示された材料次第で好悪の感情を抱く人が多いのは無理もないことである。たとえば酒井家について、次のような材料が示されれば善政と感心するだろう(第2章の1の文献参照)。

①三方領地替の際、領民は藩主の君徳、仁政を慕って、処罰覚悟の上で運動を敢行した。

②1783(天明3)年の奥羽大凶作の際に、庄内では餓死者がなく難民が流れ込んできた。

③飢饉の際には藩によって大規模な炊き出しが続けられた。今日もお浜中(酒田市)では「粥座権現」が祀られている⁸、等々。

逆に、次のような材料を並べられれば、苛政の印象を抱くだろう(第2章の2の文献参照)。

①酒井家の苛政によって幕府への直訴や、領民の他領への逃散がしばしば起こった。また飢饉では多くの餓死者を出している。

②転封反対運動は、転封でより一層困窮に陥る農民たちの生活防衛運動が端緒であった。

③1844（弘化元）年、庄内藩預かりとなった天領で、幕府の仁政を慕い庄内藩を嫌う数千名が決起した（大山騒動）。願いはかなわず関係者全員に過酷な刑罰が科せられた。

④1867（慶應3）年の丁卯の大獄までには、世継ぎ暗殺を含む策謀が渦巻いていた、等々。

本間光丘についても、明治以降の本間家の地主経営についても、ワッパ騒動についても、同様に、まったく逆の印象を持たれるような記述が存在する。

歴史は常に多面的に見ることができるはずであるが、支配者層の連続性を基底とする庄内地域では、以上のような例において、支配者層側の意向に沿った見方を助長するような方向で情報が流される傾向があったのではないだろうか。庄内居住者は、姻戚関係や仕事の関係で支配者層に無関係でいることが難しい。意図的な資料の隠滅や隠匿、黙殺以外に、地域内での軋轢を恐れる気持ちや遠慮、支配者集団への崇敬や追従などによっても、歴史観が偏向する可能性が高くなる。あるいは逆に、そうした空気に抵抗する意識を持つ者にとっては、対抗的な記述になることが避けがたい。

次章では、膨大な庄内地域史研究の蓄積の中から何点かを取り上げ、1．庄内地域史に特徴的な文献（酒井家関係者と本間家を賞賛する文献）、2．それに対抗的な研究、3．地域外の専門研究者による研究の3つに分けて、その大略を見ていきたい。

第2章 研究の蓄積

1. 庄内地域史に特徴的な文献⁹

旧庄内藩士と本間家の事績はしばしば取り上げられるので、地域在住者や観光客にお馴染みであろう。たとえば、山形新聞社企画発行、山形県庄内総合支庁・庄内観光コンベンション協会・国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所の編集協力による観光用フリーペーパー『どん・がら』Vol.2（2006年）は、酒井家と本間家に取材して「松ヶ岡開墾場 庄内藩士の心意気 鶴岡」、「本間家旧本邸 豪商しのぶ空間 酒田」を取り上げている。松ヶ岡の開墾は「全庄内あげて大きな支援をうけた」、本間光丘は「酒田、そして庄内地方を風害

などから守るために私財を投じてクロマツ林を整備」、と讃える書き方になっている。

(1) 酒井家支配と旧藩閥を賞賛する文献

1943年発行の『日本文化』第96冊は大部分を名和力三「庄内藩の徳業を語る」にさいている。編集後記に、「決戦下に於いて古へより斯くもよく協力体制の整ふてゐる荘内の生活は我々の深く学ばねばならぬ所である。」とし、本文中には、明治天皇が侍従に「荘内藩は日本の手本也」「上下一和し上は下を憐み下は上をしたふ。国家に此上なかるべし」と述べたとある（名和：50）。天保の領地替反対運動での藩主を慕う領民像が、国家への全面的協力を必要とする戦時期に模範とされたことが見てとれる。

また1937年発行の『庄内藩史（東北産業経済史 第四巻）』でも、「天保の美談」が「酒井家の場合に於ては、〔百姓一揆が〕単なる物質上の問題ではない。人間の最も崇高な精神の発露から出た藩主の恩恵に対する純真なる感謝の行為である。」（東北振興会：113）と称えられている。

酒井家支配を称える場合、その栄光に傷をつける者たちに対しては否定的な言葉を使わざるを得ない。名和は「不逞分子」「卑怯」「愚民」「教唆煽動」などの語を用いてワッパ騒動関係者を悪者扱いすることによって、支配者層の正当性を印象づけている（名和：33）。

御家祿派の指導者菅実秀を偉人として描いた評伝、加藤省一郎『臥牛菅実秀』では、米商会所や銀行はもちろん、乾田馬耕を推し進めたのも、菅の功績であると述べている¹⁰。また、松ヶ岡開墾を中心に扱った小説、大林清『庄内土族』では、菅実秀らの言動が感動的に描かれる一方で、反抗した側は、「狡るような眼」、「慾で釣らうといふ魂胆」、「愚昧な連中」、「奸智に長けてゐる」等々と、軽蔑の気持ちを催させる描写となっている¹¹。

斎藤正一（1987）によれば、庄内史の記述で天保領地替反対運動が積極的に取り上げられるようになったのは、1921（大正10）年に斎藤美澄『酒井侯本領安堵天保快挙録』が「酒井家の善政と農民の報恩感謝の精神を強調」して以来のことであるという（斎藤1987：17）。斎藤美澄の本は小作争議が頻発するなどの社会的経済的背景から状況に対処する必要あって、本間家の影響の強い「飽海郡学事会の依頼によって書かれた」（斎藤1987：17）²。その後、昭和になっ

て「天保義民」の名称が使われるようになった。

松ヶ岡開墾場についても同様の経緯が推測される。1894年の『庄内沿革史』では、松ヶ岡の士族について、状況の変化の中で脱落していく者たちがいたことを淡々と述べる（渋谷：74）など、まだ賞賛する立場性が希薄であった。社会的経済的な背景がその後の美談化を促したものだろう。

（2）本間光丘と本間家を賞賛する文献

酒田青年会議所が本間美術館の協力の下に、本間光丘メモリアル2000を記念して2001年に作成した『本間光丘の思想に学ぶ 酒田に本間光丘あり 漫画で読む「公益の祖・本間光丘」』という漫画本がある。「金は金をうむ、徳は得をうむ」という経営哲学、貸す側にも借りる側にもよい借金システム、農民本位の地主経営などのポイントを挙げて、本間光丘の「偉業」を讃えている。

メモリアル行事の基調講演を担当した童門冬二は2003年に『「本間さま」の経済再生の法則 欲を捨てよ、利益はおのずとついてくる』を刊行した。酒井家当主と光丘の「地域をゆたかにしたいがための誠心と誠心の結束」、「地域のヒューマニズム」を書きたかったと語っている（童門：245、246）。光丘が農民から土地を預かったのは、「自分が土地を預かれば、それを取り戻すために農民も深酒をやめて、真面目に働くだらう」（童門：48）という配慮だったとも書いている。

童門が参考にした書が1995年の鈴木旭『本間光丘 人を活かし金を活かす本間流ビジネスマインド』だそうだが、鈴木は光丘を人格者として描くよりも企業家として描いている。そのため、「結構、図々しい」（鈴木：90）、「なかなか強か者である」（鈴木：92）という評価も差し挟まれている。しかし、光丘は「自分がよくなるためには全体の環境づくりを優先し、ビジネス環境を整備することによって皆がよくなり、自分も発展する道を開く。そういう発想をする人物だった」（鈴木：114-115）と偉人扱いをしていることに違いはない。

本間家賞賛には、酒井家支配賞賛とほぼ同様に、社会的経済的背景が関係しているのだろう。1918（大正7）年に本間光丘に正五位贈位が決まり、翌年には酒田町会が旧「長坂」一帯の「光ヶ丘」改称を決議、1922（大正11）年には本間光丘を祀る光ヶ丘神社（現光丘神社）創建の許可が出された。本間家は、国や諸団体、地方に多額の寄付行為を重ねてきた大地主であり、しかも酒田の

町政と本間家は切っても切れない縁にあった。その頃から本間光丘礼賛の書が多く出版された。前述の斎藤美澄は、1920（大正11）年に『贈正五位本間四郎三郎光丘翁事歴』を出している。主に本間家資料によって執筆されたものである。1924年に安倍季雄『本間光丘翁』が、1944年には堀川豊永『救荒の父 本間光丘翁』が出ている。五十公野清一は1942年に6代後の本間光正を主人公とする『大地主^{だいぢぬし}』を出し、翌年に『本間光丘 庄内平野の開発者』を出した。

参考文献として利用されることの多い佐藤三郎の『酒田の本間家』、『庄内藩酒井家』、『酒田の歴史』等は、抑制の効いた筆致ながら酒井家と本間家への配慮が随所に見られる点で、賞賛的な文献と言えるだろう。

2. 庄内地域の研究者による対抗的研究

敢えて反骨精神を發揮する先行研究も数多く公刊されてきた。対抗的であろうとすれば、安易な記述はできない。その分だけ歴史研究としてレベルが高いように思われる。その中でここでは6名を取り上げよう¹³。

(1) 黒田伝四郎（本名は高島米吉）

酒井家や本間家の礼賛が盛んになり、中央政府の農業倉庫設立の動きに対して山居倉庫が妨害に努めていた1939年、黒田伝四郎『庄内転封一揆の解剖』が刊行された。農民を天保義民史観から解放するためにと産業組合から執筆を依頼された事情については、佐藤幸夫の『『庄内転封一揆乃解剖』その出版の背景 「天保義民」の史実が語る真相』が詳しい。2004年に平易文訳が出版された。黒田は転封一揆の原因を次のようにまとめている（平易文による）。

「本間家は、その持っている特権を、あくまでも維持しようとして、農民を動員した。動員の手段は債権の督促であった。一揆がかかげた『領主の善政』というのは、その特権を保護された本間家にとっての『善政』であって、百姓がかかわりを持つところではなかった。」（黒田2004：94）

「別録一 庄内第二次転封騒動」では、明治維新後も同じく本間・酒井が転封中止に動いたと述べ、「別録二 明治初年庄内ワッパ騒動」では、旧藩体制に異を唱えた農民・商人・改良派士族の側に立ってワッパ騒動の一部始終を描いている¹⁴。

『やまがた幕末史話』は、庄内の幕末から維新までを描いた小説風の書である。

ワッパ騒動のリーダー金井質直兄弟の父と御家禄派指導者との確執や、1858年の藩主の世子忠恕を近習「某」が殺害した状況も詳しい（黒田1977：109）。注意深い読者は「某」が誰であるかわかるだろうが、明記を避けている¹⁵。御家禄派によって神とも崇められている西郷隆盛に対しては非常に手厳しい（黒田1977：426）。

（2）石川正俊（あるいは正敏）

1944年の『莊内風土記』の序の筆者は大川周明と石原莞爾である。石川は、庄内社会を「武士至上主義、即ち封建体制死守の精神」「郷党支配の独裁権」「排他独善いはゆる御家禄の伝統的政策」「重苦しい因襲と、特殊の伝統」「封建勢力の陰険な、じめじめした圧迫」等々と批判的に捉えている（石川1944：145-150）。

戦後、『庄内風土記』上・中・下巻を出した。霊能者、相撲、ミイラ、漁業の成功者など様々な事項を扱う中で、本間家に多くの紙数をさいている。初代の久一郎原光から始まった、支配権力を金縛りにし金貸しに利用する「堅実無比の利殖法」（石川1972：56）あるいは「巧妙な、人のふんどしで角力をとって　しかも人にうらまれないやり方」（石川1972：60）について、また、米沢藩で不正を働いた森平右衛門が横領した大金を光丘が我が物にした件について（石川1972：69-73）大飢饉の際には少しかだけ窮民に与えて「一方では数十万俵を船で積みこんで大阪、江戸に送って巨利を博していたらしい」（石川1972：75）件について、等々が記されている。中でも、砂丘への植林について、実は広大な五丁野谷地と広野谷地を独占的に手に入れて私利を肥やすための巧妙な策であったことを縷々説明している（石川1972：81-89）。

「権力に叩頭せず、民衆に媚びずにとただ「真実」を淡々とするしてゆきたい」（石川1972：27）と書く石川の執筆事情は不明であるが、「本間家の財力は飢饉や凶作を踏み台にして大きく飛躍しているのです。光丘の酒井の財政整理というものも、結局は光丘の蓄財のために酒井が利用されていたものでしょう。」（石川1972：78）という記述は、後述する経済史研究の成果とほぼ一致している。

（3）小山孫次郎（あるいは孫二郎）

1959年から1972年まで酒田市長を務めた人物で、もともと農業経済の研究者である。1955年の「明治における地主の農事改良運動　庄内の平田安吉　」、

1958年の「大地主と庄内米の流通 山居倉庫の顛末」がある。

前者は、御家禄派から目の上の瘤と見られ暴力的な排撃を受けた、農事改良や企業経営の先駆者である平田安吉について書かれたものである。「旧藩士及びその子弟は、銀行、製糸場、取引所、倉庫、いずれかの職場に属し、旧藩士を中心として彼らだけの排他的な小天地を作り、あらゆる進歩を蔑視排撃して、傲慢で偏狭で卑屈な畸型的種族を形成していった。」(小山1955:629)と、石川以上に大胆な言葉で、対抗的な姿勢が明らかである。

後者は、当事者の聴き取りによってまとめられた山居倉庫史で、御家禄派による創設、経営の実態が描かれ、その後の経済史研究にしばしば利用されている。

(4) 斎藤正一

庄内に根を張った近世研究者である。「古い伝統を持つ鶴岡には戦前から郷土史が盛んであったが、それは御国自慢の観念的ないわば教学のための歴史が多かった。特に明治後の歴史については、ワッパ事件のような不祥事件があったためか、論及をはばかる風調が強く、筋の通った歴史叙述は現れなかった。」「しかし戦後における日本社会の民主化は庄内の地方史学会にも大きな影響を与え、優れた研究が少なくない。」(斎藤1971:1)と研究史を振り返り、自ら『庄内藩』のような手堅い仕事を成し遂げている。

天保の領地替反対運動の道徳的スローガンが「阻止運動を正当化し、おじけつく農民を励まし、武士の心情に巧みにうったえ、免罪符的役割をも果たしたのである。」(斎藤1987:30)という思想的な面も認め、経済的側面を強調する黒田の見方とは少し異なっている。

(5) 佐藤誠朗

ワッパ騒動での農民の動きを明らかにする村々の史料の発掘に努めた研究者である。「のちに「御家禄派」と呼ばれる旧荘内藩士族が、政府の上京令に従わず鶴岡にふみとどまった旧藩主を擁して、事件後もこの地方の政治・経済・社会・教育・文化を終戦後に至るまで支配しつづけたため、『ワッパ一件』について語ったり、調べたり、また書いたりすることはタブーとされ、それにそむく者には陰に陽に抑圧の手が加えられた。」(佐藤誠朗1981:5)という庄内社会の圧迫を強く意識していた彼には、「ワッパ騒動の指導者が「大泥棒」で

はなく、「義民」であることを今こそ明らかにしなければならない」（佐藤誠朗：11）との痛切な思いがあった。

地元の劇団「だいこん座」によって2度上演された芝居の原作、佐藤治助『ワッパー揆 東北農民の維新史』は、佐藤誠朗が収集した資料を利用して書かれた小説である。

（6）佐藤幸夫

日本共産党員として活動してきた佐藤幸夫はまた、根気と時間を必要とする実証主義的歴史学の研究者でもある。大山騷動（佐藤幸夫1992）、北楯大学（佐藤幸夫1999）、余目・立川での天狗騷動（佐藤幸夫2002）、黒田伝四郎の著書の出版事情（佐藤幸夫2004）などの成果を公にしてきた。天狗騷動での大庄屋役宅打ち壊しは旧庄内藩の指示の下に行われたのではないか（佐藤幸夫2002）⁶、大山騷動の加賀屋弥左衛門遺恨原因説は庄内藩の善政像を守るためにつくられた筋書きだろう（佐藤幸夫1992）など、細かい資料の裏付けによる推論が展開されている。

佐藤幸夫は庄内地域史への思いを次のように語るが、筆者も同感である。「これまでの庄内藩や本間家に関する記述について、疑問を出し、批判を加えることは史料が少ないだけに困難であり、とくにこれまでの見解に反論することは極めて勇気のいることである。しかし、こうした現状を打破して資料の発掘につとめてこそ、この庄内の近現代史の真実を探ることができるのではなかろうか。」（佐藤幸夫2002：252）

3. 地域外の専門研究者による研究

（1）本間家関係

最大時1800町歩以上の土地を所有した日本一の大地主が経済史研究者の関心を惹かないはずがない。しかし本間家所蔵資料の公開が遅れたため、長い間文献は「本間家の余徳を語ることに力点がおかれ、その経済的観点、即ち莫大な土地集積の機構や、金融家計の内在的理解、致富の動因などを歴史に即して理解しようとするわれわれの目的に必ずしも合致するものではなかった」（山崎：43）。公開後、『本間家所蔵資料集』全10巻（1956～1962年）、『本間家文書』全8巻（1961～1966年）、『本間家土地文書』全9巻（1975～1986）が公刊され、

整理作業と並行して多くの研究が発表されるようになった。

土地集積の経緯や小作人管理、砂丘植栽について、先行研究を一瞥したい。

本間光丘が一代で土地を集めた理由として、山田盛太郎は二重の身分（武士は営業や不動産所有ができないが町人はできる）と備荒用勸献納のための土地確保という大義名分、さらに土地管理の組織化を挙げている（山田：7-8）。早くに信成合資会社（本間家）の協力を得て調査した細貝大次郎も同様の指摘をしていた（細貝1959）。

高抜田と高張田の存在も本間家の土地集積に拍車をかけた。高抜田を入手した者は年貢負担が少ないため莫大な利益が上がり、高張田を耕作する農民はますます窮乏化するという、本間家に都合な状況を、酒井藩政は温存した。時代状況の変化とともに本間家の土地集積は、借金の質流れから買取へと変化し、さらに田畑から、山林・宅地・建物へと変化していった（稲葉1961：108）。

藩との特別な関係が築かれ、本間家が得る小作料を藩への年貢とともに役人が集める「御年貢立」というシステムが成立し（鎌形1953：385-392）藩と組んだ小作料納付制度も高率小作料（明治期、収穫の75%）も、近代以降「代家・差配人・五人組」による小作人管理体制へと引き継がれていった。

本間光丘による備荒備蓄制度も明治以降引き継がれた。きわめて高率の年貢の中から一定部分を貯え、そこから凶作年に農民に与えれば、餓死から免れられ、藩主は感謝されるという制度だった（鎌形1953：47）。本間家はこの制度を、明治以降「作徳米〔小作米〕^{ちよちく}儲蓄設置法方」（常揚、常引の制度）として、1901（明治34）年からは「小作料等級区劃平均法」として、洗練された形で踏襲していった。莫大な利益を得ても、小作人にとっては「常引を考慮すれば他より小作料が安いということ」になり「小作人が土地を手放すときも、できるなら地主は本間様にとということになったと思われる」（鎌形1953：401）と鎌形は述べている。

次に光丘の植栽に関して見てみよう。当時の地図や苗木等購入記録などを詳細に検討した立石は、「砂丘植栽を実施することが目的ではなく、広大な谷地（五丁野・広野両谷地）に地上権を設定するためにとられた方便であった」（立石：48）と結論を下し、また本格的な植栽は光丘の時代ではなく、その子の時代で、しかも「本間家の自発的意図によるものではなく、周辺地域の砂丘植栽が

進展した結果、本間家においても本格的な砂丘植栽を実施しなければならなくなったもの」(立石：53)と考えている。それにもかかわらず、光丘の遺徳を称える一方で「本間家の植栽地であることを誇示した」「松林碑」の碑文のために、光丘の過大評価や混乱が起こっているという(立石：53)。

(2) 近代における土族支配・山居倉庫など

本間家が熱心だった産米改良運動、産米増殖運動、乾田馬耕と耕地整理の促進について、鎌形勲は、本間家が時代状況を把握しつつ、地方行政をも巻き込みつつ、自らの利益を図る目的で実行した経緯を明らかにした。「結局彼等にとって不利益なものを、一切国家にとって不利益なものと宣伝し、仮面をかぶって農民の上に君臨する。彼等は国家的美名の下に、農村の宿弊を芥除すると豪語する。」(鎌形1953：104)という表現は、本間家の「私益」と地域の「公益」の混同を看破している。

鎌形以外に、菅野他1984、荒井1986、森他1996、渋谷他2000が近代の庄内社会解明に取り組んでいる。これらの研究では、明治以降も藩政期と同様、御家禄派と本間家が提携して庄内の経済や政治に影響力を発揮した状況が共通理解となっている。興味深いのは、支配者層の意図が主観的には「私利」や「営利」ではなく、「庄内の産業経済」のためであったり、「数多い土族に職を与え、その職場の永続を図るために、徳義をもってそれに参加する土族の子弟を養成する」(菅野他：889)ためであったりしたことの指摘である。「いわば、倉庫の土族職員の職務は主家に対する奉仕であって、給与はその奉仕に対する庇護のあらわれであり……農民と「お倉のダンナはん」〔山居倉庫の職員〕との間は主従のような関係で彩られていた。」(菅野他：891)という藩制そのままの人間関係もある。また、県全体ではなく、あくまでも庄内のためであるという発言も、旧藩の残滓と言えよう¹⁷。こうした旧型の人間関係を農民に対しても説いてきたことは、鎌形(鎌形1953、鎌形1956)以降の先に挙げた諸研究でも明らかにされている。

ちなみに、庄内支配者層を支持した知名人に、戦前戦後の軍人政治家に影響を与えた思想家安岡正篤まさひろがいる。安岡の弟子の菅原兵治ひょうじが酒井家の招きで終戦直後より庄内で教育に携わった関係もあり、しばしば庄内を訪ねた。日本民族の歴史や伝統の尊重を説いた安岡は、酒井家関係者による事業を「徳業」「道

徳」という言葉で高く評価し（安岡：241、安岡：314）、親交を深めていたことを指摘しておく。

第3章 地域史研究の蓄積をどう活かすか

1. 地域史研究の示すもの

支配者層に対して賞賛するにせよ対抗的な姿勢を示すにせよ、毀誉褒貶を伴う記述には程度の差はあれ問題が生じる。3点指摘しておきたい。1点目、史実とは異なる誤った記述となりやすいことである。本間光丘を褒める余りに、最上川右岸砂丘の広い範囲に関わったかのような、またクロマツ植栽の先駆者であるかのような記述がしばしば見られる¹⁸。防止のためには、先行研究を活用して丁寧に史実を押さえる努力が必要だろう。第2点として善玉悪玉的な見方を誘うことである。御家禄派に対抗的な文献の中にも見られることであるが¹⁹、善玉悪玉史観は読み手に善悪・好悪の二者択一を要求し、冷静な判断を妨げる。第3点として美談化に伴う単純化や部分視によって状況認識をゆがめやすいことである。様々な立場の人たちにも目を配るような複雑な物語ではなく、単純な話にした方が受け入れられやすい。あるいは、戦前の教育が修身教育で「お国のため」を子どもたちに刷り込んだように、素直で従順な人間を養成するために意図的に美談化することもあるかもしれない²⁰。

今日ではすでに、第2章の3で見たように階層・階級や社会の仕組みへの問題関心を持った研究者による手間ひまかけた研究成果が、複雑な状況をかなり明らかにしている。毀誉褒貶を避けた、公益の「益」に関する貴重な研究が蓄積されていると言ってよいだろう。

こうした現状の下、今後の地域史研究では、利用史料に偏りがあることを想定しつつも、さらに史料の発掘解読による解明に努力することに加え、史料・文献を一つ一つ比較対照検討する書誌学的な研究も必要である。研究とともに、複層的多面的な地域史の成果を広く知らせていく必要もある。本論文は研究と情報提供の一助として書いたつもりである。

2. 「ふるさと」志向から未来志向のまちづくりへ

最後にまちづくりとの関連で歴史をどう扱うかを考えてみたい。

もし歴史というものを「公益的」なまちづくりに活かそうとするならば、すでに蓄積された「益」にも触れている歴史研究成果を利用しない手はない。その際に、特定の個人や集団を称えなければ、まちづくりの意欲は湧かないということはないだろう。歴史を知ろうとする行為自体が、「ふるさと」への愛着を湧かせるのではないかと筆者は考えている。ちょうど我が子のように、欠点も含めての可愛さである。

しかし、そもそも過去を振り返るような、「ふるさと」的な志向がなくても、未来志向で公益的なまちづくりを目指すことができるのではないだろうか。一つ一つの事業が「本当にみんなにとってよいこと」かどうか、無視軽視されがちな立場の人のことまで考えているかどうかを意識し、「最も弱い人たちにもよいかどうか」を点検しながら進めていくことによって、よりよいまちづくりができるのではないかということである。

敢えて過去を活かそうとするならば、歴史上の事蹟の多くが特定者の益と疑われたことを反面教師として生かし、そのように疑われにくいような、十二分に吟味した行為を目指すという道もあるだろう。

¹ 山形県ホームページ内

(<http://www.pref.yamagata.jp/living/npo/7337003publicdocument200606235146523322.html>)

² 「公益」と教育勅語の関連については、「よみがえる「公益」の碑」「公益」の碑発見(?)物語」(『現代と公益』第2号、2002)で指摘した。加えて、石碑が立つ条件を「「公益」の碑後日談」(『現代と公益』第5号2003)で指摘した。また「「公益」考(一)」(『東北公益文科大学総合研究論集』10、2006)では、「公益」が戦前の小学校教育の皇国史観・国家観の枠組みの中で繰り返し学ばれた言葉であり、批判力を育てないという問題点を指摘した。松ヶ岡開墾場と山居倉庫を公益的と見なすことへの疑問は「公益学的歴史学の方法について」(『公益学研究』第4巻第1号、2004)で指摘した。

³ 最近刊小松隆二『公益の種を蒔いた人びと「公益の故郷・庄内」の偉人たち』東北出版企画、2007年は、ワッパ騒動の森藤右衛門ら、支配者に対抗した運動関係者を全く入れていない。

⁴ 明治21～明治26頃の庄内私立中学校時代「『中学校を建てるなんて貴様は不埒な奴じゃ。』と怒鳴って腕力に訴えて迄も之れに妨害を加えようとした事さえある」(大瀬他1994:34)

- ⁵『鶴岡市史』は「平田安吉頌徳碑建設問題」の一項を設けている（鶴岡市1975：489-491）
- ⁶「酒井家が庄内に入り、各寺社の古い記録類を没収し、武藤、上杉、最上の史料を後世に残さず、ただ『最上出羽守の黒印状は承認し』と書かれている。」（佐藤1999：214）
- ⁷米沢の郷土史家の伊佐早謙によると、「大小の郷土史家はことごとく、本間家の実体を明らかにする資料をすべて本間氏に買収されてしまったのです。」（石川1972：78）
- ⁸浜中での施粥（天保4年）について、「〔少量の御救米を〕元に借米、合力米を加え、村内で施粥をした例」（斎藤1982：48）として挙げられている。
- ⁹庄内を称える文献は数多いが、一般向けの書も多く、「研究」と呼べるかどうか疑わしいものも多いのでここでは「文献」とした。
- ¹⁰出自の関係から、菅に対して肯定的と批判的との両立場が混じっている山口1952は、加藤に比べると、やや客観的な雰囲気の記事になっている。
- ¹¹他に、国分1940は御家禄派の側から資料を編纂している。国分はその他にも『荘内』誌上で何度か、ワッパ騒動で農民の側に利する働きをした沼間守一批判を行っている。
- ¹²斎藤美澄は「本間家々誌の編纂人であり食禄を食んでいた」（池田：362）
- ¹³早くも1933年に天保騒動を論じた池田正之輔（後の科学技術庁長官）実証主義的に郷土史を研究した阿部正己ほか、庄内地域の社会科教員（現・元）や図書館専門員など、世間の風におもねることのない研究者は多い。
- ¹⁴〔「明治初年庄内ワッパ騒動」が〕或る方面をひどく刺戟したようで、内務省警保局と山形県特高課に対して、所謂『共産主義の宣伝だ』との密告になり、取調べられる身となり、一方、鶴岡・酒田の書店に出た右の本が、或る方面の手によって掻き集められて焼き捨てられるという目に遭ってしまったものでした」（黒田の佐藤誠朗宛書簡）（佐藤誠朗：6）
- ¹⁵斎藤1990もまた、忠恕殺害者の名については黒田と同様の書き方で、そのため、逆に、支配者が連続する庄内の特殊性を印象づけられる。なお殺害容疑者の子孫を責める意図は毛頭ない。
- ¹⁶明治維新後の転封阻止運動について、早くも、井川一良1972が「庄内藩が〔…〔中略〕…〕転封中止運動を起すよう大庄屋を通して呼びかけ、その鋭先を維新政府にすりかえ向けさせた結果生じたものである。」（井川1972：86）と指摘している。
- ¹⁷同じ頃、北斗会（倉庫職員の会）会長酒井忠孝（酒井家当主の弟）の挨拶の中でも、山形県ではなく、「庄内地方ノ福利」を強調している。（高橋：202）
- ¹⁸たとえば、光丘の事業が成功してから「われもわれもと植林事業に共鳴し、自らプロジェクトを組んで取り組む人々が登場するようになってきたのであった。」（鈴木：112）

- ¹⁹ 佐藤治助の小説で指導者の士族は正義漢に描かれているが、その後の経過や旧藩時代の役割と併せ見ると奇異の感が否めない。また何度も光丘を「勘当同様の身」と書く(石川1972:66)根拠を筆者はまだ見いだせていない。
- ²⁰ 今日目から見て噴飯物である美談の多くは、かつて「お上」から褒められた話である(野村1904、1919)。

主要参考文献：本文中で言及した文献以外は筆者ホームページ

(<http://fm.koeki-u.ac.jp/~mihara>)に掲載する。

- 安倍季雄『本間光丘翁』贈正五位本間四郎三郎光丘頌徳会、1924
- 荒井武編『近代学校成立過程の研究』御茶の水書房、1986
- 井川一良「明治維新と特権的商人地主 維新时期における本間家の動向」『日本歴史』28-1、1972
- 池田正之輔「階級問題としての天保騒動 敢えて小野・黒正両博士の高教を乞う」『経済集志』(日本大学商学部商経研究会)1933(「池田正之輔」刊行委員会『反骨の政治家 池田正之輔』1995所収360-373)
- 石川正俊『荘内風土記』翼賛出版協会、1944
- 石川正敏『庄内風土記 上巻』庄内日報、1972
- 五十公野清一『大地主』國文社、1942
- 五十公野清一『本間光丘 庄内平野の開発者』日本出版社、1943
- 稲葉泰三「明治以降における本間家の土地集積」『農業綜合研究』15-1、1961
- 大瀬欽哉・斎藤正一・佐藤誠朗・阿部博行『山形県立鶴岡南高等学校百年史』1994
- 大林清『庄内土族』輝文堂書房、1944
- 加藤省一郎『臥牛菅実秀』致道博物館、1966
- 鎌形勲『山形県稲作史』東洋経済新報社、1953
- 鎌形勲『東北農村風土記』東洋経済新報社、1956
- 菅野正・田原音和・細谷昂『東北農民の思想と行動 庄内農村の研究』御茶の水書房、1984
- 黒田伝四郎『やまがた幕末史話』東北出版企画、1977
- 黒田伝四郎編(高島真平易文訳)『庄内転封一揆乃解剖』鶴岡書店、2004
- 小山孫二郎「明治における地主の農事改良運動 庄内の平田安吉」(『日本農業発達史』第五巻、中央公論社、1955)
- 小山孫二郎「地主と庄内米の流通 山居倉庫の顛末」(『日本農業発達史』別巻上、中央公論社、1958)
- 斎藤正一『鶴岡百年小史』鶴岡百年の人物刊行会、1971
- 斎藤正一「庄内藩の天保飢饉と藩の対応」『歴史』(東北史学会)58、1982

- ・斎藤正一「天保国替反対一揆」『新庄内』（庄内の活性化をはかる会）第7号、1987
- ・斎藤正一『庄内藩』吉川弘文館、1990
- ・酒田青年会議所編集『本間光丘の思想に学ぶ 酒田に本間光丘あり 漫画で読む「公益の祖・本間光丘」』酒田青年会議所、2001
- ・佐藤三郎『酒田の本間家』中央企画社、1972
- ・佐藤三郎『庄内藩 酒井家』中央書院、1975（復刊1991）
- ・佐藤三郎『酒田の歴史』東洋書院、1984
- ・佐藤誠朗『ワッパ騒動と自由民権』校倉書房、1981
- ・佐藤治助『ワッパ一揆 東北農民の維新史』鶴岡書店、1975三省堂（再刊1990）
- ・佐藤幸夫『庄内御料百姓一揆 大山騒動史 余目郷名主の記録より』大山騒動史刊行会、1992
- ・佐藤幸夫『青鞍の淵に水は流れて 北楯大堰開削記』余目町郷土史研究会、1999
- ・佐藤幸夫『酒田県川南の天狗騒動 大庄屋打ちこわしは庄内藩の密命』余目町郷土史研究会、2002
- ・佐藤幸夫『『庄内転封一揆乃解剖』その出版の背景 「天保義民」の史実が語る真相』鶴岡書店、2004
- ・渋谷光敏『庄内沿革誌』榮得堂、1894
- ・渋谷隆一・森武麿・長谷部弘『資本主義の発展と地方財閥 庄内風間家の研究』現代史料出版会、2000（『金屋・風間創業二二〇年史』風間史料会も同内容）
- ・鈴木旭『本間光丘 人を活かし金を活かす本間流ビジネスマインド』ダイヤモンド社、1995
- ・高橋義順『山居倉庫と庄内米』庄内倉庫株式会社、1997
- ・立石友男「藩制時代における庄内砂丘の砂防植栽（Ⅲ） 酒田本間家の事例的研究」『研究紀要地理（日本大学文理学部自然科学研究所）』14、1979
- ・鶴岡市『鶴岡市史 中巻』1975
- ・東北振興会（実質執筆者は浅野源吾）『庄内藩史（東北産業経済史 第四巻）』1937
- ・童門冬二『「本間さま」の経済再生の法則 欲を捨てよ、利益はおのずとついてくる』PHP研究所、2003
- ・名和力三「庄内藩の徳業を語る」『日本文化』第96冊、1943
- ・西田尚紀『酒田の医者の本間様』本の会、1989
- ・野村敏恵『地方美談』野村敏恵、1904
- ・野村敏恵『続地方美談』保全堂、1919
- ・細貝大次郎「千町歩地主＝本間家の地主経済構造」『土地制度史学』第3号、1959
- ・堀川豊永『救荒の父 本間光丘翁』人文閣、1944
- ・森武麿・大門正克編著『地域における戦時と戦後 庄内地方の農村・都市・社会運動』日本経済評論社、1996
- ・安岡正篤『安岡正篤先生講演集』財団法人東北振興研修所、1996

- 山口白雲 『菅臥牛観』 不二印刷、1952
- 山崎吉雄 「本間家と農地改革」 『経済貿易研究（神奈川大学経済貿易研究所）』 10（1982）
- 山田盛太郎 「本間家の土地所有について 前期的商人資本・高利貸付資本の地主的土地所有への転化」 『日本学士院紀要』 28-1、1970